平成２３年（フ）第１２２７号
千葉県船橋市上山町２丁目504番地５
債務者　木村　真住
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７３号
千葉市緑区おゆみ野南４丁目６番地１　第一ローズハイムＣ―202号
債務者　三十尾久美
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７９号
千葉市花見川区朝日ケ丘１丁目７番19号
債務者　本杉　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９６号
千葉市美浜区高洲２丁目５番９棟501号
債務者　奥村　　進
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３０４号
千葉県船橋市三山１丁目20番１―401号
債務者　宇佐見孝子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３１６号
千葉県船橋市印内３丁目33番11号　マークサウンドⅡ―201号
債務者　廣澤　直子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３２９号
千葉県市川市大町95番地市営住宅大町第１団地Ｂ棟509号
債務者　森居多喜男
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６９号
千葉県習志野市香澄５丁目１番18号
債務者　滝口るり子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４２７号
金沢市大手町２番９号　朝日プラザ大手町201号、従前の住所金沢市長町３丁目８番28号、従前々の住所石川県能美市小長野町ホ５番地１
債務者　高橋美左子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４７０号
金沢市北寺町ニ22番地28
債務者　坂井　正喜
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４８９号
石川県白山市木津町577番地３
債務者　西山真由美
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９３号
岐阜県可児市今渡2577番地13
債務者　曾我　文子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第４１６号
静岡県熱海市泉276番地の25　泉譲葉市営２―403
債務者　樋口　美鈴
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
静岡県沼津市豊町２番地の３　スピカフォート102号、前住所静岡県沼津市新沢田町11番13号　アイディーコート沼津704
債務者　門西　晃一
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４３１号
静岡県田方郡函南町柏谷79番地の２　ヴィラージュ三田305
債務者　桶川千恵子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６４２号
兵庫県姫路市青山３丁目２番19号
債務者　原田理江香
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６４４号
兵庫県姫路市五軒邸４丁目126番地　ハイツソレイユ203、従前の住所兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口603番地の１
債務者　河野　　博
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部